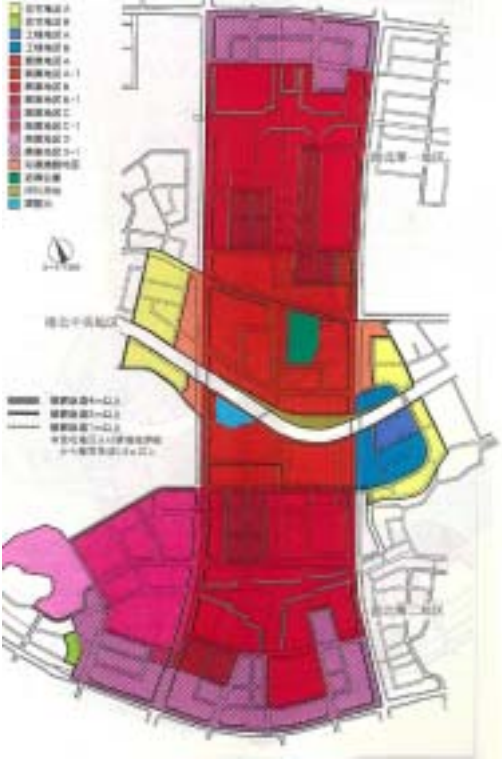


業務名	港北ニュータウンタウンセンター地区街づくり協定の担保手法 検討業務
発注機関名	横浜市 + 都市再生機構(旧都市基盤整備公団) + (株)港北都市開発 都市計画局ニュータウン課
実施時期	平成9～13年度
業務の概要	<p>港北ニュータウンのタウンセンターの開発コンセプトに沿って、まちづくり建物の誘導を図っていくために、平成元～5年にかけて、「まちづくり協定」の締結、平成9～13年にかけて「まちづくり協定」見直しと「地区計画」の策定を行った。</p> 
技術的特徴	<p>長年に亘るニュータウン開発の中で地権者リーダーは、まちづくりに対して十分な見識を持つに至っており、外部から参入する不動産デベロッパーに対する規制誘導と自己不動産の有効利用のバランスを考えた「まちづくり協定」「地区計画」が実現した。</p>